

第1回 武蔵野市男女共同参画基本条例(仮称)検討委員会 議事要旨

日時 平成27年11月16日(月) 午後7時～9時

会場 武蔵野プレイス スペースC

出席者 諸橋委員長、千田副委員長、小山田委員、栗原委員、小林委員、高木委員、中山委員、向井委員

傍聴者 2名

議題

1 委嘱状交付

2 市長挨拶

- ・男女平等は憲法で保障されてきたが、現代社会では100%男女平等が実現されているわけではない。本市でも男女共同参画計画を策定し取り組んでいるが、その計画を推進する根拠として条例を作っていきたいと考え本委員会を設置した。
- ・本市の条例づくりは後発組であり、今日抱えている課題を解決するため、本市の独自性を踏まえ、本市にふさわしい条例案を提案していただきたい。また、条例の名称も含め検討していただきたい。
- ・これから1年間御協力くださいますようお願いいたします。

3 自己紹介(省略)

4 委員長選任及び副委員長指名

互選により委員長に諸橋泰樹委員が決定

委員長指名により副委員長に千田有紀委員が決定

5 議題

- (1) 男女共同参画基本条例(仮称)検討委員会の運営に関する基準について
- (2) 男女共同参画に関する本市の現状等について
- (3) 条例制定の意義等について
- (4) 男女共同参画基本条例(仮称)検討委員会の進め方について
- (5) その他

■議題(1) 男女共同参画基本条例(仮称)検討委員会の運営に関する基準について

資料3に基づき事務局が説明。

【委員】

- ・傍聴人の守るべき事項に関して、してはならない行為の列記の中に「静粛を旨とし」と表記があるが、逆の意味になってしまいかねないため、これは要らない。

【事務局】

- ・指摘の部分は削除する。

■議題(2) 男女共同参画に関する本市の現状等について

- ・第三次男女共同参画計画概要版、当日資料1・2・3及び平成26年度進捗状況報告書に基づき本市や国の現状・動向について事務局が説明。

■議題(3) 条例制定の意義等について

- ・当日資料4～7、事前配布資料4について事務局が説明。

【委員長】

- ・むさしの男女共同参画市民協議会は当日資料1推進体制イメージ図にないが、どこに位置づけるのか。

【事務局】

- ・むさしの男女共同参画市民協議会はセンター管理運営の委託を受けていた市民団体であり、センターの直営化後にセンター事業の一部を受託し、講座等を企画・実施している。市が設置し

ている組織ではないので記載していない。

【委員長】

- ・市民協議会が条例案を提出したことは市側の要請なのか。

【事務局】

- ・市側から要請はしていない。協議会条例案を提出いただくまで中身を見ていない。

【委員長】

- ・本委員会が、いろいろな市民や組織から多くの意見を集約できるようにしたい。

【委員】

- ・当日資料4について、条例がなく都市宣言をしているところもあれば、条例があり都市宣言をしているところもある。宣言している市も行動計画をもっていると思うが、この都市宣言とはどういう意味か。

【事務局】

- ・宣言はその分野の市の理念や考え方の方向性をあらしているが制定の義務ではない。行動計画は男女共同参画社会基本法に位置付けられ、ほとんどの自治体で策定している。

【委員】

- ・宣言は議会で決めるのか。

【事務局】

- ・宣言も条例も議会で審議し制定している。

【委員長】

- ・最近あまり宣言をしている自治体が少なく、平成20年代に宣言をしている自治体はない。宣言があるとイベントなどで男女平等に関しての市民意識が多少高まるかもしれないが、一番実質的なものは行動計画である。行動計画は男女共同参画社会基本法に定められており、各市では努力義務なため策定していない自治体もまれにあるが、大体は計画を持っている。その上で条例を持つ、持たないということなので、宣言と条例は必ずしもイコールではない。

【事務局】

- ・武蔵野市で議決された宣言として、世界連邦宣言、交通安全都市宣言、公害排除都市宣言、福祉都市宣言、武蔵野市非核都市宣言の5つがある。他の自治体も似たような項目の宣言を持っているところが多い。宣言ではないが、武蔵野市の特色として、武蔵野市平和の日条例を制定し平和の日を定めている。

【委員】

- ・武蔵野市男女共同参画基本条例(仮称)庁内検討会でどのような課題整理が行われたか、資料としてお出しいただけるとありがたい。

【委員長】

- ・庁内検討会は、庁内のネゴシエートと庁内の意見を多少吸い上げたものか。

【事務局】

- ・庁内の関係課で条例を制定する意義や背景などを整理したものである。次回委員会で資料を提出する。

【委員】

- ・「むさしの男女共同参画市民協議会条例案」について説明したい。
- ・平成22年に市民協議会に参加し「条例を考える会」を立ち上げ、いろいろな公共団体の条例などをもとに勉強をしてきた。具体的に条例案をつくらなければ、市には受け入れていただけないのではという危機感があり、今まで調査や学習したことをまとめ、条例案を市に提出した。
- ・男女共同参画社会基本法をもとに、多摩市や文京区などの条例を参考とした。
- ・前文に武蔵野市の特徴を多く記している。
- ・用語の定義は15個ある。他区市は多くても8個ぐらいであるが、市民協議会の思いを全てここに込めている。
- ・男女共同参画は教育の中で語られるべきことであると思っている。大きく捉えれば人権だが、人権というと非常に拡散してしまう。人権の中の男性、女性、それ以外の性の問題も条例の中

できちんと位置づけられればうれしい。

【委員長】

- ・市民団体からこうした形で市民案が出ることはすごく大事だ。条例制定にはタイミングがあるが武蔵野市も良いタイミングと思う。市民案が出たこと、行動計画に条例検討が位置づいていること、市民意識調査で市民の5割は条例があったほうが良いと回答していること、市長も制定する意向であることなど。遅めではあるが満を持してということだと思う。多摩市も渋谷区も市民案や区民案ができたことから条例が作られた。渋谷区では、男女平等推進条例の中にパートナーシップも入れて多様性の条例ができた。市長の意思は大きい。武蔵野市の女性のグループとか市民が機運を盛り上げていただいたおかげだろうと思う。

【委員長】

- ・副委員長は市民でもあるが、市民の総意や動きについてどう思われるか。

【副委員長】

- ・武蔵野市はわりと市民の自治意識の高いところだと考える。

【委員長】

- ・条例に対しての思いは何かあるか。

【副委員長】

- ・後発ではあるが、今まで出た条例などに倣いながら、いいとこどりをするような形でフレッシュな条例を作りたいと思う。

【委員】

- ・ボトムアップで市民団体が持ち上げてきたことは、とても大事だと思う。住みたいまちナンバーワンの吉祥寺を持つ武蔵野市は、国に対してもボトムアップな動きを示せるような影響力を持っていると考えるため、それをぜひやっていきたい。また、一方で企業や教育に関してはトップダウンで力を示せる条例でもあってほしい。

【委員長】

- ・市として条例をつくと罰則規定はなくとも地元企業としても理念的に活かしていただくことになるが、いかがか。

【委員】

- ・武蔵野市は条例も宣言もないが、なぜこういう状況になったのか。

【委員】

- ・条例制定に関して、平成20年11月の男女共同参画推進市民会議などで答申を出している。

【事務局】

- ・男女共同参画計画推進委員会において条例に関する議論があり、第三次男女共同参画計画の中で早急に条例を検討するとしている。今回、市長が判断し本条例検討委員会が設置されている。

【委員長】

- ・条例をつくらなくても十分男女平等を推進してきたというように考える。今回は、市民の総意もあり、議会で委員会設置予算も了承され、庁内のコンセンサスもとれたということで磐石の体制であるため、本委員会を出した答申がひっくり返ることはないと思う。

【事務局】

- ・行動計画で個別具体的な取り組みを体系化するにあたり、男女共同参画社会基本法があるが、市としての根拠となるのが条例である。条例がなくとも個別の行動計画を持つことにより一定事業として進めることができるため、本市も含めて条例ができていない市区がある。条例を根拠に一步踏み込んだ行動計画をつくることのできるようになる。

【委員長】

- ・条例の有無は大きく違う。条例がないと幾らでも恣意的につぶすことができる。法律的には条例の意味はどうか。

【委員】

- ・法律にどういう強制力があるかとか、効果とかによって違う。

【委員長】

- ・条例は、ポイ捨て条例のように罰金を払わせるような強制力があるものや、理念的なものであれ、法律的に条例が確立するということはすごく意味のあることだと考える。

【委員】

- ・2020年に東京でオリンピックが開かれ、世界の人々が東京や武蔵野市を訪れると考える。そういった時に武蔵野市ならではの男女共同参画に関わる条例が制定できればと思う。

【委員】

- ・条例は、これからの男女共同参画社会を豊かにつくっていくためのものである。条例をつくって終わりではなく多くの人に知ってもらえるよう、条例をつくっていく過程や条例を市民に知ってもらっていくプロセスがとても大事だと考える。男女共同参画に関心のある人が増えていくことが、よりよい社会につながっていくと思うため、『まなこ』のような情報誌を使うなど広報も含めて検討しながら進めていければよい。

【委員】

- ・今回、武蔵野市の条例は後発になるため、都内の条例を全て見た中で一番いいと言われるような条例をつくれたら良い。
- ・全ての条例について、類似の条文をエクセルシートに入れて比較できるもの、縦を見れば条例全体がどうなっているかがわかって、横を見れば、それぞれ類似のものについてどういう表現の違いがあるのかということがわかるようなものがあると、充実した議論ができるのではと考える。
- ・法律は用語の使い方のルールがあるが、市の中にそれを専門でやっているところはあるのか。

【担当部長】

- ・自治法務課が法規担当として、基本的な記載の仕方やルールなど条例の形を整える。ただし、条例の内容は本委員会での答申を踏まえ、所管課で検討する。

【委員】

- ・自治法務課が形を整えた後、委員会で思っていた趣旨と離れることもあると思うが、委員会の中で提出していただくことはできないか。

【事務局】

- ・委員会の要望に応じて対応していきたい。
- ・委員の要望された比較表は、事務局も検討しており次回委員会で資料提出したい。

【委員】

- ・条例の文章について、読んでわかりやすいということがとても重要である。武蔵野市には『子どもとおとなの日本国憲法』という小冊子があり、憲法を子どもが読んでわかるような形の文章に直している。本条例も教育の場で使ってもらえるよう、子どもにも理解してもらえるような、やわらかい文章で書かれたものを作れるとよい。

【委員長】

- ・和光市は毎年、市内各小学校3学年児童へ子ども用の条例パンフレットを配布し啓発を進めている。教材にも使えるというような仕方で、未永く条例を育てていくというのも大事な視点だと思う。そういったパンフレットづくりも考慮に入れていただければと思う。

■議題（4）検討委員会の進め方について

当日資料8について事務局が説明。

【委員長】

- ・検討委員会の進め方に関して、言いつ放しでいいのか、それとも毎回ある程度の下案を、起草委員会のようなものを立ち上げつくっていかなければならないのか。市側からは何か提案はあるか。

【事務局】

- ・市民意見交換会等を予定しており日程がタイトであり、1回の委員会での議論が密度の濃いものとなると思う。起草委員会で具体的に素案をつくっていただければ大変ありがたい。

【委員長】

- ・市民意見交換会があるので、検討委員会の前半で素案をつくることになるが、日程はタイトだ。

委員会での議事内容を基に事務局がたたき台をつくる方法か、委員会前に2～3か月に1回起草委員会を開催してたたき台をつくるのか。

【委員】

- ・ 条例を検討する回数は、第2～6回委員会までの5回あるということか。

【委員長】

- ・ そうだ。

【委員】

- ・ 前文は理念が主で地域の特色などを検討することになるが、最初に前文を検討しても時間が空回りすると思う。実のある条文を先に検討し最後に前文を考えるという順番にしたほうが時間の使い方として良いのではないか。また、最初に前文をやるとしても、全体を見た後にもう1回見直すことができると時間を無駄にせずすむのではないか。
- ・ 定義は個別に見るのではなく、その定義を使う条文とあわせながら検討した方がよい。

【委員長】

- ・ 何を条例に盛り込むかというのを先にやり、定義はそれとともに出てくるものであると。前文も結果として出てくるものであるというのは1つの考え方である。

【事務局】

- ・ 第三次男女共同参画計画をつくる時も、理念は最後のほうでもう1回検討し直している。

【委員長】

- ・ 目的と施策がセットとなる。まず目的ありきで、この目的のためにこの施策が要ということで進むことが良いのではないか。検討の順番は少し組みかえる。
- ・ 下案が必要になるが事務局の考えは。

【事務局】

- ・ 議論の素材として項目ごとに、区市や市民協議会案の比較表を提出するので、たたき台にしてほしい。

【委員長】

- ・ 話した結果はどうまとめるか。

【事務局】

- ・ 条文や条文に込められた意味について委員会で議論していただき、委員会の意見を議事要旨として事務局でまとめる。それらを起草委員で条例素案としてまとめていただきたい。
- ・ 提言としては、条文と条文に込められた思いや意味を条文解説のように、本委員会で作成していただきたい。条文の解説書は、先ほど委員から提案があった学校の子供たち用のパンフレットに活かされることとなる。

【委員長】

- ・ 起草委員は、委員長と副委員長はいないわけにはいかないと思うが、副委員長はいかがか。

【副委員長】

- ・ 委員長と副委員長はいないわけにはいかない。起草委員は何人ぐらいを想定か。

【事務局】

- ・ 多くても委員の半分くらいでどうか。あまり多くても起草委員の日程調整も難しくなる。

【委員長】

- ・ 起草委員会には事務局が出席し、議事録などとれるか。

【事務局】

- ・ 事務局も起草委員会に出席し、議事録や資料を作成する。

【委員長】

- ・ 検討委員会が2ヶ月ごとに1回開催するため、起草委員会は1ヶ月に一遍くらいか。後半は検討委員会が毎月あるため2週間に一遍の頻度になる。
- ・ 起草委員会では、委員会の意見から条文や解説に盛り込むことや、これをやればこういう効果があるなどをまとめることはできると思う。

【委員】

- ・先進条例を参考に委員が自由に意見を出し、後でまとめるような形にしてはどうか。

【委員長】

- ・それが一番緩くていいと思うが、事務局はいかがか。

【事務局】

- ・起草委員会を検討委員会に合わせて1回1回やるのはきついと思う。委員からの様々な意見を事務局でまとめ、ある程度のところで起草委員会を開催し、解説文をつけた素案をつくっていただければと思う。

【委員長】

- ・次回検討委員会では、目的や施策について2、3回検討し、それを検討する中で定義も見えてくる。その中で条例検討委員会議事録をもとに、意見や意味合いを資料としてまとめていただく進め方でいかがか。起草委員会をどこかのタイミングで立ち上げて集中的にまとめることとなる。
- ・しばらく事務局主導で資料づくり等をお願いしたい。また、やり方がうまく回り始めたら、委員のほうで次回用にまとめてくるという意見が出てくるとありがたい。

【事務局】

- ・起草委員会は様子を見ながら当面は事務局が資料作りを行う。次回以降、目的と施策について、2・3回検討することとする。

【委員長】

- ・苦情処理や推進体制は、あまり多くの時間がかからないと思う。

【副委員長】

- ・責務などのプラクティカルなところは、どこの条例もあまり違いはないため、武蔵野市らしさを出すのであれば、理念や前文がよい。

【委員長】

- ・災害やリプロダクティブ・ヘルスライツをどのように入れ込むかで独自性が出せるが、実用的なところはそんなに大変ではないと思う。施策と目的と定義は2回で済むかもしれない。
- ・武蔵野市らしさが出る理念、前文や目的は、施策を考えた上で後半にじっくりと考えていく。

【副委員長】

- ・現実的には、施策の後に理念を考え、理念を施策に反映するというような形になるのではないか。

【委員長】

- ・理念と施策等が相互に影響することになるため、振り返りながら検討していくこととしたい。

■議題（5）その他

【事務局】

- ・第2回委員会は、12月21日(月)19時～21時、武蔵野プレイス スペースCで行う。
- ・第3・4回委員会に関しては、後日メールで日程調整を行うのでご協力を。

— 了 —